

さいたま市マンション劣化調査補助金についてのご案内

令和8年10月1日から受付開始

制度の概要

さいたま市では、マンションの適切な維持管理を促進するため、長期修繕計画の作成又は見直しに必要な劣化調査（※）に要する費用の一部を補助します。

※劣化調査とは…建物の劣化の状況、修繕の箇所、時期に関する調査等を行うこと。

補助内容

- ・ 補助率：対象費用の2分の1
- ・ 補助上限額：20万円
- ・ 令和8年度予算の上限に達し次第、募集を終了します。

対象となる調査・マンション（主な要件）

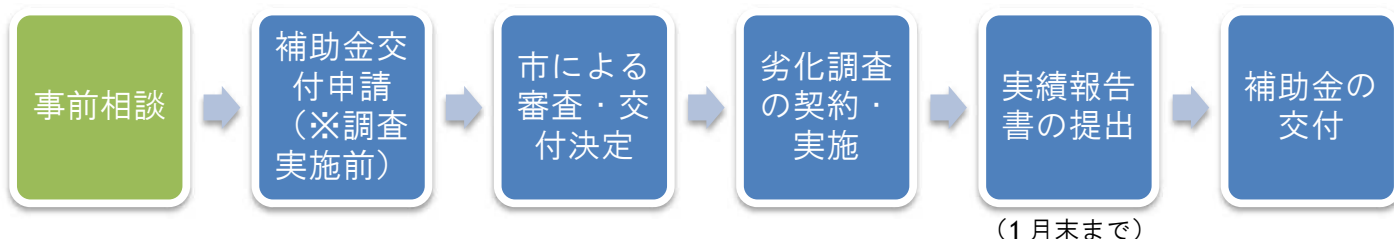
【調査】

- ・ 外壁、屋根、防水等の建物調査
- ・ 給排水管、設備の調査
- ・ 電気、エレベーター等の設備調査 ほか

【マンション】

- ・ さいたま市内に所在すること
- ・ 築15年以上経過していること
- ・ 長期修繕計画が未作成または15年以上見直しがないこと
- ・ 管理組合の総会等により劣化調査の実施決議がされていること

申請の流れ



注意事項

- ・ 調査業務の契約は、必ず交付決定後に行ってください
- ・ 申請年度の1月末までに完了してください

お問い合わせ

さいたま市 建築行政部 住宅政策課 マンション管理支援係

住所：さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL：048-829-1518

FAX：048-829-1982

詳しくはこちら→

